

B 次

- I はじめに
- Ⅱ 防犯の手引き
 - 1. 防犯の基本的な心構え
 - 2. フロリダ州の犯罪発生状況
 - 3. 防犯のための具体的注意事項
 - 4. 犯罪被害を受けた場合の対応
- Ⅲ 交通事情と事故対策
 - 1. フロリダ州の交通事情
 - 2. 交通事故対策

Ⅳ テロ対策

- 1. テロを巡る情勢
- 2. テロ被害に遭わないための事前対策
- 3. 事件に遭遇した場合の対処
- V 災害対策
 - 1. 災害への備え
 - 2. 水難事故、水辺における事故に関する注意
- Ⅵ 警察への対応
 - 1. 警察官から停止を求められた場合
 - 2. 警察官への応対を巡るトラブル(逮捕)事例など
- Ⅶ「在留届」と「たびレジ」について
 - 1. 在留届
 - 2. たびレジ

I はじめに

年間を通じて温暖なフロリダ州は、大西洋側とメキシコ湾側でその様子が異なる複数のビー チ、世界中の人々を魅了する各種大型テーマパーク、また、南部には見渡す限りの湿地帯が広 がる、世界遺産のエバーグレーズ国立公園等、多くの観光スポットを有しています。観光客の 増加のみならず、アメリカ国内においても避寒地として人気が高く、人口増加率の高い州であ り、多くの日系企業も進出しています。

このような当地には、毎年多数の邦人の方々がビジネスや観光、留学といった様々な目的で 訪れていますが、残念ながら不幸にして犯罪被害に遭われる方もおられます。

犯罪発生件数は、ピーク時に比べ減少傾向ですが、殺人や発砲事件等の凶悪事件は依然とし て高水準で発生し、また、毎年ハリケーンによる被害も発生しています。

この「安全の手引き」は、当地に滞在中の方だけではなく、当地への渡航を予定されている 方々が、ご自身の安全を確保する上で参考となる基本的な情報を掲載しています。それぞれの 生活環境に応じた安全対策をしっかりと執ることにより、当地で安全に過ごされることを願っ ています。

Ⅱ 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

(1) 情報収集を励行する

危険を回避し、安全に行動するためには、日常の行動範囲や出張・旅行先の情報が役立ち ます。インターネット、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて事件・事故や安全面に関する情報 の収集に努めてください。

以下、外務省や当館ホームページ等にも様々な情報を掲載していますのでご活用下さい。

- 当館ホームページ http://www.miami.us.emb-japan.go.jp
- 外務省海外安全ホームページ <u>http://www.anzen.mofa.go.jp</u>

● 小冊子「海外安全虎の巻」

https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf

(2) 正しい認識を持つ

海外では、法律、習慣、文化などの違いから、日本では予想もしないトラブルに巻き込ま れる可能性があることを認識して行動してください。

(3) 安全を最優先する

常に安全を優先し、被害に遭わないことが最大の危機管理であることを肝に命じ、日々の 行動を点検してください。 ~安全対策のための三原則~

目立たない

必要以上に華美な服装や装飾品を身につけると、周囲から目立ち、犯罪者に狙われやすくなります。 また、SNSへの行動予定の投稿や渡航先の政治、文化、宗教等に関する発言(批判)は、犯罪者等か ら標的とされる可能性を高めるので避けてください。

② 行動を予知されない

通勤、通学を初めとする日常生活がワン・パターンになると、犯罪者にとっては襲撃計画を立てやす く、狙われやすくなります。移動のルートや時間をランダムにすることで自分の行動を予知されないよ うに努めてください。移動ルートや時間を変更することができない場合には、周囲への警戒を強めるな どして対策してください。

③ 用心を怠らない

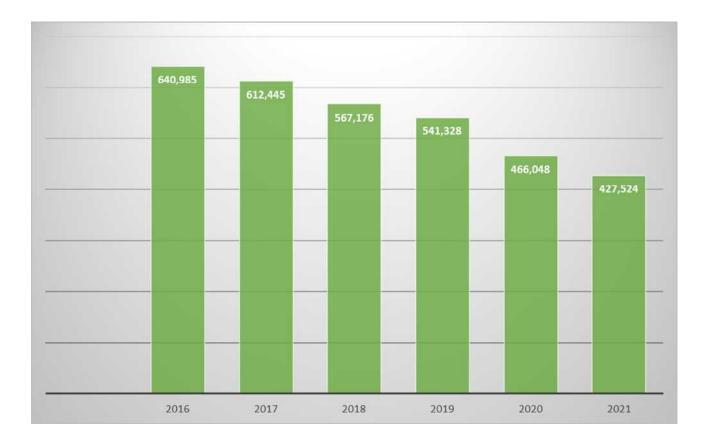
外国での生活に慣れてくると、注意が徐々におろそかになる場合があります。また、現地の情勢は様々 な要因で大きく変化することもあります。日常的に関連情報の収集に努め、周囲への警戒意識をもって 行動してください。

2. フロリダ州の犯罪発生状況

フロリダ州法執行局(FDLE)の発表によると、2021年中の主要犯罪の発生件数は5年前と比較して20万件以上減少しています。

しかしながら、減少した犯罪は窃盗が大部分を占め、殺人(年間1000人以上が死亡)や強盗 (同1万1000件程度発生)、強姦(同8000件前後)といった凶悪犯罪は高水準で推移しており、 その犯罪発生率は日本とは比較にならないほど高く、特に銃器を使用した殺人が多数を占めて います。





	2016	2017	2018	2019	2020	2021
総数	640,985	612,445	567,176	541,328	466,048	427,524
殺人	1,108	1,056	1,104	1,120	1,293	1,110
強姦	7,584	7,936	8,442	8,439	7,655	8,700
強盗	20,132	18,584	16,861	16,199	13,514	11,155
加重暴行	59,646	57,939	55,499	55,333	60,828	59,858
侵入窃盗	100,090	88,835	71,801	63,148	52,089	44,207
窃盗	409,381	395,201	372,350	358,107	292,519	266,798
自動車盗難	43,044	42,894	41,119	38,982	38,150	35,696

3. 防犯のための具体的注意事項

(1)住居の安全対策

ア. 住居選定のポイント

住居選定にあたっては、生活の利便性、教育環境、職場へのアクセス等の条件に加え、 以下を参考に安全面も考慮してください。

- (ア)周辺環境の確認(以下の環境は一般的に危険度が高いと言われます)
- □ 周辺の商店、住宅建物の窓に鉄格子が厳重に設置されている。
- □ 路上にゴミが散乱、壁、シャッター等の落書きが多い。
- □ 空き家・空き地が多く、並木や路肩の手入れが行き届いていない。
- □ 日中に失業者らしき大人の姿が目立つ。
- □ 夜間の街灯や商店の照明が不十分であり、全体的に薄暗い。
- (イ) 安全対策設備の確認
- □ 玄関扉の鍵が強固であり、ドアチェーンが設置されている。
- □ 玄関扉の覗き穴やモニター付インターホンが設置されている。
- □ 壁やフェンスが高く、敷地、建物が侵入されにくい構造である。
- □ 庭、車庫に防犯灯・カメラが設置されている。
- □ マンションの場合、ロビーにスタッフが常駐して来訪者をチェックしている。
- □ 共有玄関は鍵がなければ入館できないシステムである。
- □ 警備員が常駐しており、駐車場や共有エリアの巡回を行っている。
- □ 防犯カメラ等の各種警備システムが導入されている。
- □ 警報装置、防火設備、非常階段の点検がなされ正常に機能している。
- イ.入居後の防犯対策
 - □ 必要に応じて補助錠、防犯カメラ、防犯灯などの警備機器を増設する。
 - □ 住居への出入りやエレベーター乗降時には周囲の安全を確認する。
 - □ ドア、窓の施錠を習慣にする。たとえ短時間でも鍵をかける。
 - □ 訪問者に対しては必ず相手を確認してからドアを開ける。
 - □ 外部から見える位置に貴重品を置かない。
 - □ 隣人や警備員と良好な関係を築く。

(2) 外出時の安全対策

- ア. 一般的な注意事項
 - (ア)当地が「銃器の所持が認められている社会」であることをしっかりと認識する。
 - (イ) 危険と言われている地域には、たとえ日中であっても立ち入らない。
 - (ウ) 深夜や早朝の一人歩きは避ける。やむを得ない場合には車を利用する、複数で移動す

る、街灯があり人通りの多い場所を選ぶなど工夫する。また、夜間から早朝にかけては駐 車場、ガソリンスタンド、ファストフード店周辺における犯罪発生率が高いことから、可 能な限り同時間帯の利用は避ける。

- (エ) 多額の現金や貴重品は持ち歩かない。
- (オ) 手荷物から目を離さない。
- (カ)携帯電話の操作や音楽に夢中になり、周囲への警戒をおろそかにしない。
- イ. 空港、ホテルにおける注意事項
- (ア)空港やホテルは旅行者等を狙った犯罪者が多く徘徊していることに注意し、チェック イン手続き中も貴重品は手元に置き、手荷物は手で保持する、足で挟むなど身体から離さ ない。トイレ使用時も貴重品は身につけておく。
- (イ)ホテル入退室時は、ドアロックに加えて必ずチェーンをかける。また、来訪者があっ たときは、のぞき穴やドア越しの質問で相手を確認してから対応する。
- (ウ) 貴重品はホテルに預けるか、セーフティ・ボックスに入れて保管する。
- ウ. 自動車運転時における注意事項
- (ア) 乗降車時には周囲に不審者等がないことを確認する。
- (イ)乗車中は、確実にドアをロックし、信号待ちなどで減速・停止した際の車外からのひったくり行為や車両への乗り込みに備え、窓も極力閉めておく。また、停止時には万一の事態に備えて車を動かすことができるだけの十分な車間距離を確保する。
- (ウ)割り込み、あおり運転などの行為に起因して暴力事件等のトラブルに発展することも あるため、常に冷静な運転に心がける。
- (エ) 駐車する際には、可能な限り明るい場所を選び、人気のない場所は避ける。また、確 実にドアをロックする。事態区内のガレージでもドアのロックを怠らない。
- (オ)見知らぬ者から停止を求められても絶対に応じない。また、ヒッチハイカー等の素性 のわからない者を安易に同乗させない。
- (カ) 走行中の故障やエンスト等のトラブルを避けるため、車両の点検整備に努めるととも に、燃料の補給を早期に行う。
- エ. 電車・バス利用時の注意事項
- (ア)電車やバスを利用する際は、人前で財布を広げてお金を取り出すことがないよう必要 な現金は事前に用意しておくか、ICカードや電子決済などの方法を活用する。
- (イ)車内では、酔っ払いなど大声で騒いでいる者やホームレス風の者の近くは避ける。また、物乞い等に声を掛けられても応じない。

- (ウ) 手荷物は床に置かず、体の前で抱えるように保持する。
- (エ)乗車中は居眠りをしない。
- (オ) 降車時は、不審者が後をつけてきていないかをよく確認する。
- (カ)当地の電車は比較的安全であるが、夜間のの利用は極力避ける(特にメトロムーバー (マイアミ))。

4. 犯罪被害を受けた場合の対応

(1) 警察への通報

警察、救急、消防の出動が必要な事態に遭遇した場合は、躊躇することなく「911」に通報 してください。

一刻も早く救援を得るためには、どのような事案であるか、どこにいるのかを正確に伝え ることが重要です。外出先で正確な住所がわからない場合には、ストリート名や目印となる 建物等の情報を伝えて下さい。

緊急性がない場合には、発生現場を管轄する警察署に連絡し、担当者の指示を仰いでくだ さい。

(2) 旅券(パスポート) 盗難被害時の手続き

旅券の盗難被害に遭った場合は、最寄りの警察署に届け出た後、当館に事前連絡の上、新 規発給申請を行ってください。手続きに必要な書類は以下のとおりです。なお、短期渡航者 等で帰国日が迫っている等の理由から旅券の再交付を受ける時間的余裕のない場合、日本へ の帰国にのみ使用可能な「帰国のための渡航書」の申請が可能です。

● 申請に必要な書類

https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_info.html

[パスポート]

- ·一般旅券発給申請書 1通
- ·紛失一般旅券等届出書 1通
- ・戸籍謄本(全部事項証明) 1通
- ・顔写真 2葉
- ・警察への届出書 1通
- ・米国での有効な滞在資格を示すもの

- ・他国政府の発行した有効なパスポートまたは出生証明書
- ・現住所を確認できるもの
- ・手数料
- 〔帰国のための渡航書〕
- · 渡航書発給申請書 1 通
- ・ 顔写真 1葉
- ・戸籍謄本(全部事項証明)、戸籍抄本(個人事項証明)または本籍地が記載されている
 住民票 1通
- ・航空券 (E-ticket) またはフライト日程表 (Flight Itinerary)
- 手数料
- ※ このほか、申請者が未成年の場合は親権者の身分証明書の写し、旅券申請同意書が必要になる場合があります。

Ⅲ 交通事情と事故対策

1. フロリダ州の交通事情

(1) フロリダ州では、毎年40万件前後の交通事故が発生し、3,000人を超える方が亡くなって います。

フロリダ州の交通事情は、日本のように車検制度がないことから、整備不良の自動車が多 く、薬物やアルコールの影響下での運転、速度超過など遵法意識の低いドライバーや急な割 り込み、ウィンカーを使用しない、スマホ操作に集中し、周囲に注意を払わない等といった 交通マナーの悪い運転手も多くいます。このことから、人が死傷する重大事故は日常的に発 生するほか、故障等が原因で道路上に停止している車両も頻繁に見かけます。

当地で運転する際は、こうした事情を考慮し、交通事故に巻き込まれないような安全運転・ 防衛運転を心掛けることが大切です。

- (2)住宅地や学校周辺では、最高速度が厳しく制限されています。通学・下校時間帯のスクー ルゾーンでは警察官が交通整理に従事していることが多く、スクールバスを追い越す、子供の横断を妨害するなどの運転は検挙されることがあります。
- (3)フロリダ州法では、5歳以下にはチャイルドシートの着用が義務づけられています。また、12歳以下は可能な限り後部座席への乗車が推奨されています。

2. 交通事故対策

(1) 車内に常備すべきもの

車両登録証、自動車保険証書、発煙筒、非常停止板、懐中電灯、作業用手袋、 ブースターケーブル、非常用ガラスクラッシャー、筆記用具、メモ用紙等

(2) 運転時の注意事項

- □ 常に前後左右の車両、歩行者に注意する。
- □ 十分な車間距離を確保する。
- □ スピードの出し過ぎに注意する。
- □ 他の車両に煽られた場合や挑発を受けた際は、冷静さを失わずに道を譲る。
- □ 飲酒運転や副作用がある薬を服用しての運転は絶対に避ける。
- □ フロリダの多くの運転者は車線変更時に方向指示器を用いないので、周辺車両の突然の 車線変更に注意する。左側だけではなく、右側からも追い越しが行われる事にも注意。
- (3) 交通事故発生時の対応要領
 - ア.フロリダ州高速道路安全・車両省(FLHSMV)が発行している公式運転免許ハンドブック には、事故の際の運転者の責任について次のように記載されています。
 - □ 停車して警察(911)または地元法執行機関に通報する。
 - □ ハザードランプを点灯する。
 - □ 負傷者がいる場合は救助する。
 - □ 事故が微少なもので、車両が交通を遮断している場合は、車両を移動させる。
 - □ 相手と車両、目撃者、運転者の情報(氏名、住所、電話番号、車両の登録番号、運転 免許の番号、保険)を交換する。
 - □ 事故現場の写真を撮影する。
 - イ.交通事故発生時には、一般的に車両を動かさずその場で警察官の到着を待つ方が良いと 言われていますが、やむを得ず車両を移動する場合は、可能な限りで写真や動画を撮影し て現場の状況を記録してください。

警察官はPolice Report(事故の状況、双方の氏名、電話番号、保険会社名等)を作成し ますが、後日交付となる場合には現場で受理証明(番号)が交付されます。また、どちら かの過失が明らかな場合は、その運転手に違反切符が発行されます。原則、過失の有る側 の保険会社が修理費用を負担することになりますが、十分な補償が得られないこともある ため、自身の加入する保険会社にしっかりと相手と交渉してもらうことが重要です。その 他、事故後の経過や相手側とのやりとりの詳細を記録しておくと、その後の保険手続き等 の参考として役立ちます。

IV テロ対策

1. テロを巡る情勢

国土安全保障省(DHS)は、2023年5月の公報(Bulletin)の中で、米国内には依然として 高いテロ関連の脅威が存在し、国内の過激派や外国のテロ組織は、継続して米国内での攻撃を 呼びかけていると指摘しているほか、国内の重要インフラ、宗教施設、LGBTQIA+コミュニティ に関連する個人やイベント、学校、人種的・民族的マイノリティ、法執行機関を含む政府施設 やその職員などが攻撃の標的となりえるとしています。

フロリダ州においても、オーランドのナイトクラブにおける銃乱射事件(2016年)やパーク ランドの高校における銃乱射事件(2018年)など多数が死傷するテロ事件が発生しており、十 分な警戒が必要です。

また、最近は、反ユダヤ主義等過激な政治動向の活動が活発になっていることにも注意が必要です。

2. テロの被害に遭わないための事前対策

- (1) テロの標的となりやすい時期(イスラム教のラマダン月や犠牲際、クリスマス等)や場所 (前記1参照)を避ける。
- (2) 不特定多数の人が集まる場所での滞在はできるだけ短くする。
- (3)外出時は、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知した場合には直ちにその場 を離れる。
- (4) 不測の事態に備え、訪問先の出入口や非常口、避難経路、隠れられる場所等についてあら かじめ確認する。

3. 事件に遭遇した場合の対処

(1) 爆発音や銃声音などを聞いたら、直ちにその場に伏せて安全を確保する。

(2)周囲を確認しながら、できるだけ低い姿勢で物陰に隠れながら現場を離れ、安全な方向へ 退避する。

(3) 現地当局の指示があればこれに従う。

V 災害対策

1. 災害への備え

フロリダ州では、6月から11月がハリケーンシーズンです。当館ホームページにはハリケーンに関する資料などの災害対策関連資料を掲載していますので是非ご覧ください。

災害への備えとして、家族や会社の同僚と緊急時の連絡方法や避難場所を確認してください。 また、フロリダ州当局は、少なくとも家族が7日間生活できる備蓄品の準備を推奨しています。 下記を参考に大規模災害が発生した場合に備えた準備をお願いします。

● ハリケーンへの備え・チェックリスト

https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/000409728.pdf

2. 水難事故、水辺における事故に関する注意

- (1) フロリダ州のビーチでは、3 月から8 月の間、離岸流(Rip Currents) が多発し、これに よる死傷者が出ています。離岸流に捕まった場合は、パニックにならずに海岸線に並行(流 れに垂直)に泳ぎ、脱出してください。
 - 離岸流対策

https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/riganryu.html

- (2) このほか、当地ではワニなど野生動物による被害も散見されますのでご注意ください。
 - 水辺における過去の事故例

・2018年、フォートローダーデール近郊の公園で池のほとりを散歩中の日系人女性がワニ に襲われ死亡。

・2020年、マイアミ・ビーチで遊泳中の邦人が溺れて死亡。

Ⅵ 警察への対応

1. 警察官から停止を求められた場合

警察官から車の停止等を求められた場合は、素直にこれに従ってください。非協力的な態度 を取ると、逮捕されることがあります。一旦逮捕されると、警察署へ移動し、飲酒や薬物検査、 写真撮影等の手続きが行われます。ケースによっては保釈が認められることもありますが、運 転していた車両のレッカー料金等と合わせて支払うこともあります。

パトカーがランプを点滅させて自車公報を継続的に追尾している場合は、停止命令を受け止 め、速やかに車両を道路右端に車を寄せて停止してください。停止後は、両手を警察官から見 えるようにハンドルを握ったまま車内で待機し、警察官の指示に従ってください。慌てて降車 したり、ポケットやバッグから免許証等を取り出そうとすると、けん銃を取り出し、抵抗する と見なされ大変危険です。誤解を招かぬよう、ゆっくり落ち着いて行動してください。 また、警察官の身体や装備品などに安易に触れると公務執行妨害で逮捕されることがありま す。ほかにも、家庭内暴力や児童虐待への警察の対処は厳しく、夫婦間の暴力や子供への体罰 は逮捕されることが多くあります。法令や習慣の違いから思いがけないトラブルに巻き込まれ ることもありますので、こうした点にも注意が必要です。

Ⅶ 「在留届」と「たびレジ」について

1. 在留届

外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、在留地を管轄する在外公館(大 使館・総領事館)に在留届を提出することが義務付けられています。在留届に登録されたメー ルアドレスには、安全情報や各種案内が配信され、皆様の海外生活を支援します。

未提出の方、または、住所や家族構成などの記載事項に変更が生じた場合、さらには帰国の際には手続きが必要です。

【提出方法】

- 在留届電子届出システム(ORR ネット)からいつでも届出ができます。 ORR ネット <u>https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet</u>
- 書面で提出(当館へ持参、郵送)することも可能ですが、書面によって提出した場合は、在留届の内容変更、帰国・転出の際にも書面で提出していただく必要があります。
- 2. たびレジ

たびレジとは、外務省からの最新の安全情報を日本語で受信できる海外安全情報無料配信サ ービスです。

出張や旅行で外国を訪れる場合には、これに登録することで、最新の安全情報のほか緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などを受け取ることができます。

【登録方法】

● 以下の登録サイトからご登録ください。

たびレジ登録 <u>https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg</u>

₩ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

- 1 ハリケーン等の大規模災害への準備と心構え
- (1) 旅券等

旅券の有効期間を常時確認しておいてください(有効期間が1年以内になれば切替が可能

です)。旅券の最終ページの「緊急連絡先」は漏れなく記載してください。なお、米国では グリーンカード(永住許可証)所持者以外の方は、旅券の携帯をお勧めします。

(2) 在留届の提出・たびレジへの登録

前記IV「在留届とたびレジについて」に記載のとおり、緊急時には在留邦人の方に必要な 情報を受信することもできるため、登録をお勧めします。

(3) 現金等の保管

現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジットカード等の貴重品類は旅券同様に直ぐ 持ち出せるように保管しておいてください。

(4) 自動車の整備等

自動車をお持ちの方は、常時整備しておくよう心掛けて、燃料は十分に入れておくように してください。車内には懐中電灯等を備えてください(Ⅲ、2,(1)車内に常備すべき もの参照)。

(5) 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記現金等に加えて以下を参考に携行品を備 えておき、直ぐに持ち出せるようにしておいてください。

- ア 衣類、着替え
- イ 履物(行動に便利で靴底の厚いものが推奨される)
- ウ洗面用具(タオル、歯磨きセット、石けん等)
- エ 非常用食料 自宅待機する場合を想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食品等 の保存食及びミネラルウォーターを家族全員が7日間程度生活できる量
- オ 医薬品(常備薬、消毒用石鹸、絆創膏等)
- カ 携帯電話機、充電器

キ その他 懐中電灯、ライター、ナイフ、缶切り、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡易炊 事用具、ヘルメット、手袋、マスク、トイレットペーパー、ビニール袋等

(6) 緊急時の連絡先・方法の確認

実際に不測の事態が起こった場合に、親族や勤務先等に確実に連絡がとれるよう、連絡先 を共有しておき、年に1度は、緊急連絡網による訓練をするようにしてください。また、 近隣在住の知人・友人等とは緊急事態に備えて連絡先の共有を推奨します。

(7) 避難経路・場所の確認

自宅、勤務先における避難経路や家族の避難・集合場所、また通勤途上等における一時避 難場所等をあらかじめ確認・検討するようにしてください。